

介護職員として 再就職する方を 応援します！



介護人材再就職準備金貸付制度のご案内

山口県内で介護職員として再就職する場合、準備金をお貸しします。

貸付限度額

一人1回限り

無利子

20 万円以内
(一括支払い)

対象経費

次の経費等に利用予定であること

- 子どもの預け先を探す活動費
- 介護に係る講習会参加費、国家試験の受験手数料又は参考図書購入費用
- 靴や訪問介護員等として訪問する際に必要な道具や鞄等の費用
- 転居を伴う場合に必要な転居費
- 通勤用自転車等の費用

再就職後 2年間の勤務で全額返還免除！

再就職した日から2年間継続して山口県内で介護職に従事したとき
※返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。

貸付対象者

次の要件をすべて満たしている方

- 山口県福祉人材センターに離職時の介護福祉士等の届出（求職者登録を含む）をされている方
- 山口県内の介護保険サービス事業所等に介護職員等（※）として再就職した方（申請前6ヶ月以内）
- 介護保険サービス事業所等に介護職員等（※）としての実務経験を1年以上有する方
- 次のいずれかの資格等を有している方
介護福祉士、実務者養成施設で介護福祉士に必要な知識及び技能を習得した方、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ヘルパー1級又は2級
- 介護職離職日から1日以上経過して再就職した方

〔（※）介護職員等とは、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他の主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者〕

※予算に達した場合または事業が終了した場合は、締め切る場合がございます。

＜申請書提出・問い合わせ先＞

山口県福祉人材センター（修学資金担当）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口市大手町9-6 TEL:083-922-6200

●ホームページ

<http://yamaguchi-fjc.jp/>

山口県福祉人材センター

検索

ご案内には概要を記載していますので、介護福祉士修学資金等貸与実施要綱、様式等は山口県福祉人材センターのホームページをご覧ください。

■申請方法 (様式はホームページからダウンロードされるか問い合わせ先までご請求ください。)

- 山口県福祉人材センターに「離職時の介護福祉士等の届出」または「求職登録」をしてください。

ネットからの届出ができない方は、申請書と一緒に「届出票」を提出してください。

※「福祉のお仕事」ホームページから届出できます。
下記の書類を提出してください。



1. **介護人材再就職準備金貸付申請書** (実施要綱別記第5号様式)
2. 1年以上の介護職員等としての実務経験が確認できる事業所等の証明書
(県社協指定の「**就労証明書** (介護人材再就職準備金用)」)
3. 再就職した事業所等の証明書 (県社協指定の「**就労証明書** (介護人材再就職準備金用)」)
4. **資格登録証**等の写し
5. **誓約書** (実施要綱別記第1号様式)
※本人と連帯保証人が連署、押印 (連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書を添付) し、収入印紙(200円)を貼ってください。
6. **住民票**の写し (発行から3ヶ月以内)
- ※山口県福祉人材センターに「離職時の介護福祉士等の届出」または「求職登録」がお済みでない方は
7. **届出票**

■申請から資金交付までの流れ



1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で結果通知を送付します。
(注) 申請書類に不備等がある場合は、受理できません。
2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書 (実施要綱別記第6号様式) を提出後、2~3週間程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

■連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。申請者が未成年者であるときは、申請者の法定代理人となります。ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りではありません。

■貸付金の返還免除

山口県内の区域において、介護職員等に就労した日から引き続き2年間介護職員等の業務に従事したときは返還金額の全額が免除されます。

■貸付決定の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸付決定が解除されることになります。

- 退職したとき 死亡したとき 貸付を辞退したとき
- 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

■貸付金の返還

次の場合は、貸付金を返還していただくことになります。(返還する期間は1年以内です。)

- 貸付決定を解除されたとき
- 死亡したとき、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき (介護等の業務従事中の死亡を除く)
- 山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき